

不正防止対策の基本方針

令和7年4月1日

愛知産業大学学長

1. 機関内の責任体制の明確化

愛知産業大学における公的研究費の運営・管理を適正に行い、研究活動を始めとする研究不正を防止するために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者を定め、学内外に周知・公表する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施

コンプライアンス推進責任者はコンプライアンス教育を実施し、関係者の意識向上とコンプライアンスの浸透を図るものとする。

(2) ルールの明確化・統一化

公的研究費に係る事務処理手続に関するルールについて、公的研究費に関わる全教職員にとってわかりやすいルールを定める。

(3) 通報窓口の設定

本学内外からの告発等を受け付ける窓口を 教務・学生部 研究支援室 に置く。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

研究不正を発生させる要因を把握して、不正使用防止計画を策定し実施する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正使用防止計画を踏まえ、効果的な事務体制を整備し適正な予算執行を行う。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

相談窓口に寄せられた相談の内容や、他研究機関で発生した研究不正事例等について、コンプライアンス研修・啓発活動を通じ全教職員に周知徹底する。

6. モニタリング

不正の発生を防止するため、実効性のあるモニタリング体制を整備し、組織的な牽制機能の充実・強化を図る。